

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月12日提出
【計算期間】	第1計算期間（自 2024年12月18日 至 2025年12月15日）
【ファンド名】	H S B C インドテック株式インデックスファンド
【発行者名】	H S B C アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	松永 七生子
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

インドの主要なテクノロジー企業の株式で構成される指数<sup>\*</sup>に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

<sup>\*</sup> 以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。

## ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式/インデックス型」<sup>\*</sup>に属します。

<sup>\*</sup> 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産	
		資産複合	

〔属性区分〕					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式					
一般	年1回	グローバル (含む日本)			
大型株					
中小型株	年2回	日本	ファミリー ファンド		
債券		北米		あり	日経225
一般	年4回	欧州			
公債					
社債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
その他債券		オセアニア			
クレジット属性					
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド ・オブ ファンズ	なし	その他
その他資産(投資信託証券(株式))		アフリカ			
資産複合	日々	中近東 (中東)			
資産配分固定型					
資産配分変更型	その他	エマージング			

S&P India Tech Index (円換算ベース)

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

## 〔商品分類〕

## 1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## 2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 4) 補足分類による区分

「インデックス型」は、目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

## 〔属性区分〕

## 1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3)投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

## 2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## 3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象とするものをいいます。

## 5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 6) 対象インデックスによる属性区分

「その他」は、目論見書または約款において、日経225およびTOPIXに当てはまらないすべてのものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

## 1. 対象指数となる「S&P India Tech Index (円換算ベース)」に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ▶ S&P India Tech Index (円換算ベース)をベンチマークとします。

### S&P India Tech Indexについて

インドの企業で構成されるS&P India BMIの構成銘柄の中から、インドの主要なテクノロジー企業(デジタル・テクノロジー、ソフトウェア、通信等)の値動きを捉えることを目指し、S&P Dow Jones Indices LLC.が構成銘柄および組入比率を決定の上、公表する株価指数です。  
当ファンドのベンチマークとしては、同指数を委託会社が円換算した数値を使用しています。

## 2. 「HSBC インドテック株式インデックスマザーファンド」<sup>※</sup>への投資を通じて、主としてインドの主要なテクノロジー企業（ソフトウェア、デジタル・テクノロジー、通信等）の株式を実質的な投資対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資を行います。

※以下「マザーファンド」といいます。

- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ▶ 投資プロセス



- ▶ 投資対象ETFは「HSBC S&P India Tech UCITS ETF」とします。同ファンドはHSBCグループによって運営されているETFです。S&P India Tech Indexに連動する投資成果を目指します。  
なお、投資対象ETFは、委託会社の判断により今後変更となる場合があります。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

### 《HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングス plcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる57の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは20の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は2025年6月末現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

(HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。)

### (2) 【ファンドの沿革】

2024年12月18日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

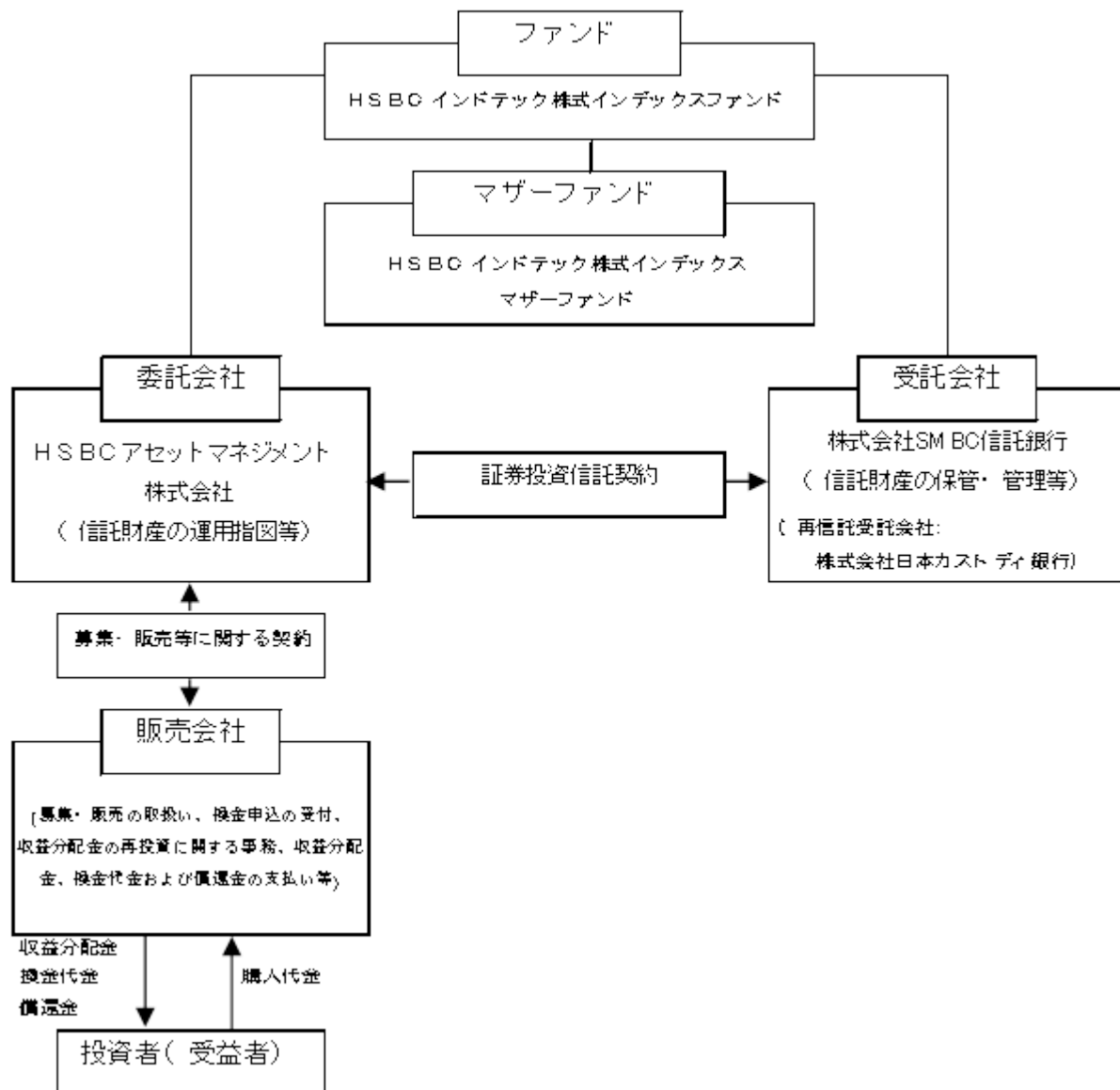
当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



マザーファンドが組入対象とするETFは、追加・変更されることがあります。

## 関係法人の概要



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 &gt;

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

## 委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

## 2) 会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ピー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ピー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録
2021年11月 1日	HSBCアセットマネジメント株式会社に商号変更

## 3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、S&P India Tech Index（円換算ベース）（以下「対象指数」といいます。）に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### 投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、インドの主要なテクノロジー企業（ソフトウェア、デジタル・テクノロジー、通信等）の株式で構成される指数に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 当初設定時および償還準備に入った際、大量の設定または解約による資金動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
  - (a) 為替手形

#### 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1)から22)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

- 17) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券(投資法人債券(外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。))を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品の運用指図

前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。



運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

(最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

(善管注意義務)

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

(運用計画の策定および実行)

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時(毎年12月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))とみなし配当等収益との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (5) 【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 4) 投資する株式等の範囲
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 5) 投資信託証券への投資制限
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等(不動産投資信託証券については、予定を含みます。))され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。)を除きます。以下本項および次項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (b) 前記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6) 信用取引の指図範囲
  - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
  - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 先物取引等の運用指図・目的
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
  - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 8) スワップ取引の運用指図・目的
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった

受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
  - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
  - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
  - (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
  - (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ．およびロ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - (b) 前記(a)のイ．およびロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 13) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
  - (d) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 15) 再投資の指図
- 委託会社は、前記14)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 16) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、または収益分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てを目的とする場合の借入れは、次のイ.からハ.までに定める期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を借入残高の限度額とします。
- イ. 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの期間
- ロ. 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間
- ハ. 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間
- (c) 収益分配金の再投資を目的とする場合の借入れにかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 収益分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れ(収益分配金の支払いに応ずるための資金手当てを講じてもおお不足額が生じる場合に限り)は、次のイ.からハ.までに定める期間とし、収益分配金支払額(収益分配金の支払いに応ずるための資金手当てが可能な額を除きます。)を借入残高の限度額とします。
- イ. 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの期間
- ロ. 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間
- ハ. 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間
- (e) 借入金の利息は信託財産から支払います。

## 17) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

## 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

## 2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンド(HSBC インドテック株式インデックスマザーファンド)の投資方針

## (1) 運用の基本方針

## 基本方針

S&P India Tech Index(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざしてHSBC S&P India Tech UCITS ETFを主要投資対象とします。

## 投資態度

- 1) インドの主要なテクノロジー企業(ソフトウェア、デジタル・テクノロジー、通信等)の株式で構成される指数に概ね連動する投資成果をめざすため、主としてHSBC S&P India Tech UCITS ETFに投資します。
- 2) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

## (2) 投資対象

### 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

### 投資対象とする有価証券の指図範囲等

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする有価証券の指図範囲等」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の1)から22)に掲げるものに投資します。

### 投資対象とする金融商品の運用指図

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする金融商品」の運用指図において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

## (3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 4) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 投資する株式等の範囲
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 6) 信用取引の指図範囲
  - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株式を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株式の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
  - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 先物取引等の運用指図・目的
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 8) スワップ取引の運用指図・目的
  - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
  - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) デリバティブ取引等にかかる投資制限  
委託会社は、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 11) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 12) 外国為替予約の指図および範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入る有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドは、特定の有価証券等への投資にかかるリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、特定の有価証券等が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。

当ファンド(マザーファンドの投資先投資信託証券を含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

#### 基準価額の変動リスク

##### 1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

##### 2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額が下落する要因となります。

##### 3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあ

ります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

#### 5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

#### その他の留意点

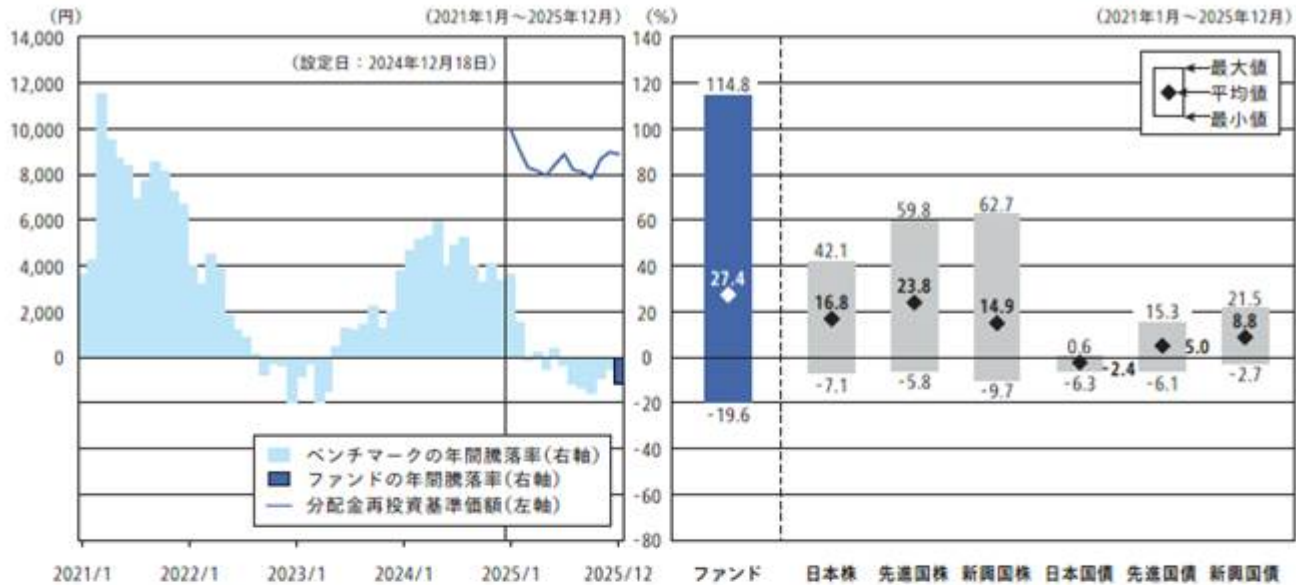
- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 4) 他のファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のファンドにおける追加設定、一部解約等に伴い、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた際には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 5) 当ファンドは対象指数に概ね連動することをめざして運用を行いますが、当ファンドの基準価額の騰落率と対象指数の騰落率は一致するものではありません。この要因は、マザーファンドへの投資を通じて実際に投資をする上場投資信託証券(ETF)の値動きが当該インデックスの値動きと一致するものではないことに加え、信用リスクの顕在化等が起こるとETFが当該インデックスの騰落率に概ね連動しなくなる可能性があること、資金流出入と実際にETFを売買するタイミングのずれ、ETFを日本時間で円換算することによる為替評価タイミングのずれ、ETFの売買・評価価格と当該インデックスとのずれ、売買コスト・信託報酬・監査報酬等の費用を当ファンドで負担すること等によるものです。また、当ファンドの投資効果が対象指数と連動することを保証するものではありません。
- 6) インド株式等への投資部分に対しては、インドの税制に従って課税されます。インドにおいては、非居住者による保有有価証券の売買益に対して保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税等が課されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。
- 7) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 8) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。  
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

これらの記載は、本書作成時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

## &lt;参考情報&gt;

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
 年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 なお、2025年11月までは、ベンチマークの騰落率を表示しています。

(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率ですが、ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、ファンドのベンチマークを用いて算出しております。

## ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

(代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について)

## 各資産クラスの指数

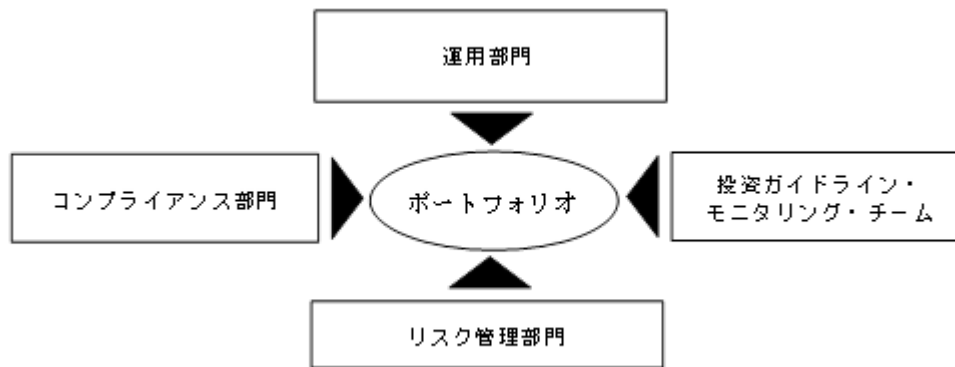
- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI国債  
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## (2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、H S B Cグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクの管理については、H S B Cアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(3) 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1265%（税抜年0.115%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬(信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分(税抜)は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.05%	年0.05%	年0.015%	年0.115%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

(委託会社)ファンドの運用等の対価

(販売会社)分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

(受託会社)運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、マザーファンドが投資対象とする投資先上場投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該上場投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドへの負担は年0.65%(上限)\*となり、当該上場投資信託証券において支払われます。

投資対象とする上場投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年0.7765%\*(税抜年0.765%)程度となります。

\*本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

#### (4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他諸費用

1) 投資信託振替制度にかかる手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の作成および提出にかかる費用

・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用

・投資信託及び投資法人に関する法律第14条に規定する運用状況に係る情報の作成、印刷、交付および提供等にかかる費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、信託約款の作成および届出、信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行き、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受け、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受け、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%(税込)を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年0.20%(税込)を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記～に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた費用等のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(参考)マザーファンドが投資対象とする投資先上場投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該上場投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

・組入る有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。)

## 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

## 個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%(所得税<sup>\*</sup>15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税<sup>\*</sup>15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

## 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個

別元本超過額については、15.315%(所得税<sup>\*</sup>のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

\* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)上記の内容は2025年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月18日～2025年12月15日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.93%	0.14%	0.79%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を、対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

以下は2025年12月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	670,850,754	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		65,001	0.01
合計(純資産総額)		670,785,753	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	H S B C インドテック株式 インデックスマザーファンド	753,003,428	0.8879	668,636,734	0.8909	670,850,754	100.01

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2025年12月末および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2025年12月15日)	716,812,586	716,812,586	0.8864	0.8864
2024年12月末	681,594,587		1.0040	
2025年1月末	642,310,462		0.9108	
2月末	677,083,394		0.8291	
3月末	701,424,294		0.8144	
4月末	698,562,908		0.7939	
5月末	746,886,619		0.8438	
6月末	809,743,434		0.8886	
7月末	688,509,010		0.8188	
8月末	670,575,004		0.8097	

9月末	642,441,126		0.7833
10月末	705,214,340		0.8677
11月末	717,308,648		0.8967
12月末	670,785,753		0.8890

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2024年12月18日～2025年12月15日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2024年12月18日～2025年12月15日	11.4

(注) 計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2024年12月18日～2025年12月15日	1,340,922,883	532,264,810	808,658,073

(注1) 第1計算期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## (参考) H S B C インドテック株式インデックスマザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	668,840,962	99.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,028,958	0.30
合計（純資産総額）		670,869,920	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	HSBC S&P INDIA TECH UCITS ETF	191,700	3,500.42	671,031,798	3,488.99	668,840,962	99.70

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.70
合計	99.70

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

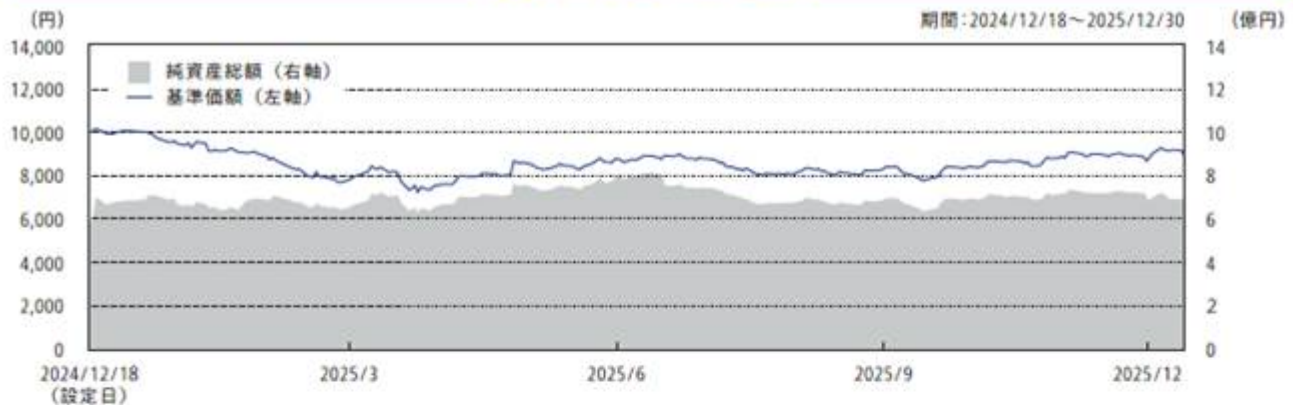
該当事項はありません。

## （参考情報）運用実績

（2025年12月末現在）基準価額：8,890円／純資産総額：6.70億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。

## ② 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2025年12月)	0円
設定未累計	0円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

## ③ 主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

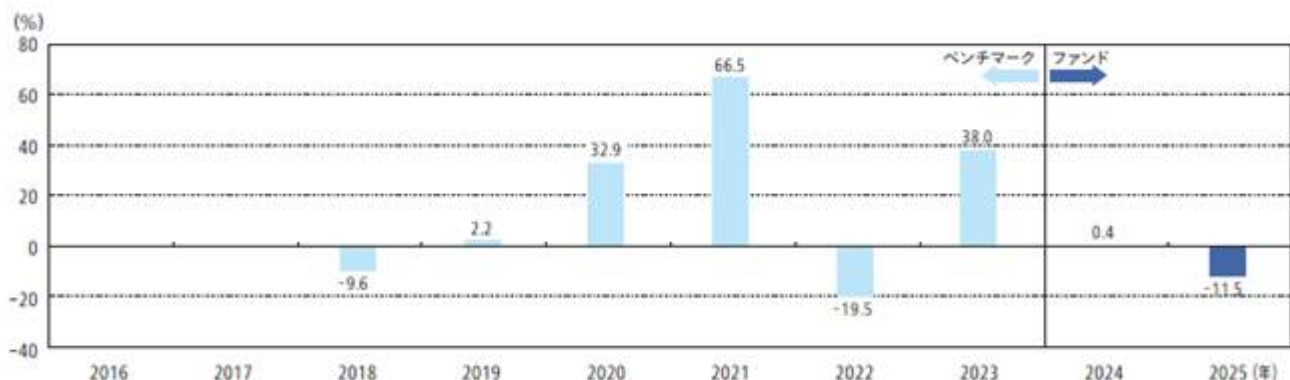
## 組入銘柄

国/地域	種類	銘柄名	比率
アイルランド	投資証券	H S B C S & P India Tech UCITS ETF	99.7%
		キャッシュ等	0.3%

・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.01%です。

## ④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドのベンチマークは、S&P India Tech Index (円換算ベース)です。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2024年は設定日(12月18日)から年末までの騰落率です。
- ・2023年以前はベンチマークの年間収益率です。2018年は2018年3月19日から年末までの騰落率です。

ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分（「申込締切時間」といいます。）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

#### (2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース<sup>\*</sup>があります。

「一般コース」 収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」 分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

<sup>\*</sup> 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

#### (3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

#### (4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

#### (5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

#### (6) 購入申込受付不可日

日本国内の営業日であっても、次のいずれかに該当する場合には、購入の申込受付は行いません。

・ドイツ証券取引所 X E T R A の休場日

・インドの証券取引所（ボンベイ証券取引所）の休場日

（当ファンドの信託約款では、取得申込日が、マザーファンドが投資する上場投資信託証券の取引を行う証券取引所の休場日等で、受益権の取得申込に伴う有価証券等への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に当たる場合には、購入の申込受付は行わないものと定めています。）

#### (7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

<sup>\*</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### (1) 換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分（「申込締切時間」といいます。）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

#### (2) 換金単位

販売会社によって異なります。

#### (3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉にお問い合わせください。

〈照会先〉

## 委託会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

## （４）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・ありません。

## （５）支払開始日

換金代金は、原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

## （６）換金申込受付不可日

日本国内の営業日であっても、次のいずれかに該当する場合には、換金の申込受付は行いません。

・ドイツ証券取引所 X E T R A の休場日

・インドの証券取引所（ボンベイ証券取引所）の休場日

（当ファンドの信託約款では、換金申込日が、マザーファンドが投資する上場投資信託証券の取引を行う証券取引所の休場日等で、受益権の換金申込に伴う有価証券等への売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に当たる場合には、換金の申込受付は行わないものと定めています。）

## （７）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できません。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3)換金価額」に準じて計算された価額とします。

<sup>\*</sup>やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 3【資産管理等の概要】

## （１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

&lt; 主たる投資対象の評価方法 &gt;

マザーファンド受益証券・・・原則として、計算日の基準価額で評価します。

&lt; マザーファンドの主たる投資対象の評価方法 &gt;

上場投資信託証券・・・原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「インドテック」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

&lt; 照会先 &gt;

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

## （２）【保管】

該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「(5)その他」の (a)および(b)、 および (b)に該当した場合には、信託を終了することができます。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は上記「(3)信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、この信託が投資するマザーファンドにおいて、その主要投資対象とする上場投資信託証券が存続しないこととなる場合または上場廃止になった場合に該当し、新たな投資信託証券を選定できない時には、当該マザーファンドの信託を終了させるとともに、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (d) (c)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除いた者をいいます。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e) (c)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。  
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に

関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (b) 委託会社は、(a)の事項(信託約款の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ([www.assetmanagement.hsbc.co.jp](http://www.assetmanagement.hsbc.co.jp))に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当該信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

#### 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ([www.assetmanagement.hsbc.co.jp](http://www.assetmanagement.hsbc.co.jp))に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

#### 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求(換金申込)を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

#### 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款第38条により、2024年12月18日から2025年12月15日までとしております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2024年12月18日から2025年12月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
【H S B C インデック株式インデックスファンド】  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 2025年12月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券		717,518,591
未収入金		255,234
流動資産合計		717,773,825
資産合計		717,773,825
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		255,234
未払受託者報酬		57,818
未払委託者報酬		385,420
その他未払費用		262,767
流動負債合計		961,239
負債合計		961,239
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		808,658,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		91,845,487
元本等合計		716,812,586
純資産合計		716,812,586
負債純資産合計		717,773,825

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期
	自 2024年12月18日
	至 2025年12月15日
営業収益	
有価証券売買等損益	76,103,198
営業収益合計	76,103,198
営業費用	
受託者報酬	114,263
委託者報酬	761,631
その他費用	523,397
営業費用合計	1,399,291
営業利益又は営業損失 ( )	77,502,489
経常利益又は経常損失 ( )	77,502,489
当期純利益又は当期純損失 ( )	77,502,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	43,143,390
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,631,232
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,631,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,117,620
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,117,620
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	91,845,487

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価して おります。
-----------------	--

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 2025年12月15日現在	
1. 受益権の総数	808,658,073口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	91,845,487円
3. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8864円
(10,000口当たり純資産額)	(8,864円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 2024年12月18日 至 2025年12月15日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	19,685円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	19,685円
F 当ファンドの期末残存口数	808,658,073口
G 10,000口当たり収益分配対象額	0円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別
	第1期 自 2024年12月18日 至 2025年12月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。</p> <p>運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。</p> <p>リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期 2025年12月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額 時価の算定方法	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

第1期(2025年12月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,357,877
合計	25,357,877

## （デリバティブ取引に関する注記）

第1期(2025年12月15日現在)

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期(自 2024年12月18日 至 2025年12月15日)

該当事項はありません。

## （その他の注記）

元本の移動

(単位：円)

	第1期 2025年12月15日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	591,771,722円
期中追加設定元本額	749,151,161円
期中一部解約元本額	532,264,810円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	H S B C インデック株式インデックスマザーファンド	807,834,487	717,518,591	
合計		807,834,487	717,518,591	

(注1)券面総額の数値は口数で表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「H S B C インデック株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C インデック株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査対象外です。

## 貸借対照表

(単位：円)

2025年12月15日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	1,239,787
コール・ローン	13,437,822
投資証券	703,129,050
未収利息	128
流動資産合計	717,806,787
資産合計	717,806,787
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	255,234
流動負債合計	255,234
負債合計	255,234
純資産の部	
元本等	
元本	807,834,487
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	90,282,934

元本等合計	717,551,553
純資産合計	717,551,553
負債純資産合計	717,806,787

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

## （貸借対照表に関する注記）

2025年12月15日現在	
1. 受益権の総数	807,834,487口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	90,282,934円
3. 1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8882円
(10,000口当たり純資産額)	(8,882円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2024年12月18日 至 2025年12月15日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。

金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。</p> <p>運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。</p> <p>リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 2025年12月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額 時価の算定方法	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

(2025年12月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	168,842,759
合計	168,842,759

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年12月15日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2024年12月18日 至 2025年12月15日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

2025年12月15日現在

## 投資信託財産に係る元本の状況

期首	2024年12月18日
期首元本額	591,771,722円
期中追加設定元本額	748,605,909円
期中一部解約元本額	532,543,144円
期末元本額	807,834,487円
元本の内訳	
H S B C インドテック株式インデックスファンド	807,834,487円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託の元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	HSBC S&P INDIA TECH UCITS ETF	202,200.000	3,841,395.60	
ユーロ小計			202,200.000	3,841,395.60 (703,129,050)	
		合計		703,129,050 (703,129,050)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)です。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数で表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## H S B C インドテック株式インデックスファンド

2025年12月30日現在

資産総額	670,850,754 円
負債総額	65,001 円
純資産総額（ - ）	670,785,753 円
発行済口数	754,512,801 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8890 円
（1万口当たり純資産額）	（8,890 円）

## (参考) H S B C インドテック株式インデックスマザーファンド

2025年12月30日現在

資産総額	670,869,920 円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	670,869,920 円
発行済口数	753,003,428 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8909 円
（1万口当たり純資産額）	（8,909 円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

## (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。

## (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

###### 投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる当該事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年12月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	45	786,253百万円
単位型株式投資信託	3	17,392百万円
合計	48	803,645百万円

#### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

		前事業年度 ( 2023年12月31日 )	当事業年度 ( 2024年12月31日 )
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	2	1,851,526	4,840,892
前払費用		-	14,707
未収入金		27,051	25,930
未収委託者報酬		1,568,053	1,567,077
未収運用受託報酬		79,760	86,414
未収収益		107,654	119,465
流動資産合計		3,634,047	6,654,487
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
有形固定資産	1		
建物附属設備		-	510
器具備品		-	795
有形固定資産合計		-	1,305
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		3,141	1,841
無形固定資産合計		3,141	1,841
<b>投資その他の資産</b>			
敷金		33,162	33,162
繰延税金資産		199,974	279,544
投資その他の資産合計		233,136	312,706
固定資産合計		236,277	315,853
資産合計		3,870,325	6,970,341
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
未払金		706,644	690,090
未払費用	2	847,179	1,697,117
関係会社短期借入金	2	21,259	20,857
未払消費税等		49,876	355,700
未払法人税等		39,042	690,115
賞与引当金		244,816	253,505
流動負債合計		1,908,818	3,707,387
負債合計		1,908,818	3,707,387
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,342,757	2,644,204
利益剰余金合計		1,466,507	2,767,954
株主資本合計		1,961,507	3,262,954
純資産合計		1,961,507	3,262,954
負債・純資産合計		3,870,325	6,970,341

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日 )	当事業年度 ( 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日 )
営業収益		
委託者報酬	6,005,442	11,223,631
業務受託報酬	396,915	426,132
運用受託報酬	95,887	104,172
営業収益計	6,498,245	11,753,937
営業費用		
支払手数料	2,524,107	4,501,541
広告宣伝費	32,244	52,218
調査費		
調査費	71,293	97,684
委託調査費	1,472,853	2,535,688
調査費計	1,544,147	2,633,372
委託計算費	145,599	162,930
営業雑費		
通信費	4,555	7,186
印刷費	38,908	52,165
協会費	5,967	6,609
諸会費	36	-
営業雑費計	49,467	65,960
営業費用計	4,295,565	7,416,025
一般管理費		
給料		
役員報酬	62,756	70,973
給料・手当	780,960	807,567
退職金	6,186	-
賞与引当金繰入額	238,055	256,398
給料計	1,087,959	1,134,938
交際費	1,417	847
旅費交通費	11,733	22,676
租税公課	15,516	40,808
不動産賃借料	65,607	90,637
固定資産減価償却費	1,299	1,617
弁護士費用等	34,775	34,562
事務委託費	870,118	1,029,133
保険料	8,090	8,672
諸経費	78,629	72,581
一般管理費計	2,175,148	2,436,475
営業利益	27,531	1,901,436
営業外収益		
受取利息	8	7
雑収入	308	-
営業外収益計	316	7
営業外費用		
支払利息	3,419	1,719
為替差損	2,778	2,888
雑損失	137	2,093
営業外費用計	6,335	6,701
経常利益	21,513	1,894,742
特別損失		
固定資産除却損	24	-
特別損失計	24	-
税引前当期純利益	21,488	1,894,742
法人税、住民税及び事業税	31,840	672,866
法人税等調整額	14,230	79,570
当期純利益	3,879	1,301,447

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,338,878	1,462,628	1,957,628	1,957,628
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	3,879	3,879	3,879	3,879
当期変動額合計	-	-	3,879	3,879	3,879	3,879
当期末残高	495,000	123,750	1,342,757	1,466,507	1,961,507	1,961,507

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,342,757	1,466,507	1,961,507	1,961,507
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期変動額合計	-	-	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期末残高	495,000	123,750	2,644,204	2,767,954	3,262,954	3,262,954

## 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5年

器具備品 4～5年

## (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

## 2 引当金の計上基準

## 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## 3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## ( 1 ) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

( 2 ) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

( 3 ) 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

( 1 ) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

( 2 ) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

( 3 ) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表等の作成に際して行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

注記事項

( 貸借対照表関係 )

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 ( 2023年12月31日 )	当事業年度 ( 2024年12月31日 )
建物附属設備	- 千円	90 千円
器具備品	- 千円	227 千円

2 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 ( 2023年12月31日 )	当事業年度 ( 2024年12月31日 )
--	--------------------------	--------------------------

現金及び預金	1,451,787	千円	3,567,901	千円
未払費用	103,481	千円	101,958	千円
関係会社短期借入金	21,259	千円	20,857	千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入金未実行残高等は、次の通りです。

	前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
当座借越限度額の総額	564,980	千円	631,300	千円
借入実行残高	21,259	千円	20,857	千円
差引額	543,720	千円	610,442	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

(リース取引関係)

両事業年度とも該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動に

よるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,851,526	-
未収委託者報酬	1,568,053	-
未収運用受託報酬	79,760	-
未収収益	107,654	-
未収入金	27,051	-
合計	3,634,047	-

## 3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	1年以内	1年超
現金及び預金	4,840,892	-
未収入金	25,930	-
未収委託者報酬	1,567,077	-
未収運用受託報酬	86,414	-
未収収益	119,465	-

合計	6,639,779	-
----	-----------	---

### 3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

#### （有価証券関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （持分法損益等）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （資産除去債務関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

#### （収益認識関係）

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

##### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記「重要な会計方針 3 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

##### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### （セグメント情報等）

##### 1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### （1）製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	6,005,442	396,915	95,887	6,498,245

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	11,223,631	426,132	104,172	11,753,937

###### （2）地域ごとの情報

###### 営業収益

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
5,968,170	530,075	6,498,245

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

日本	その他	合計
11,186,763	567,173	11,753,937

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
HSBC インド・インフラ株式オープン	4,955,939	投資運用業
HSBC インド オープン	2,341,670	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	42,526 千円	39,065 千円
未払費用否認	78,825 千円	129,070 千円
賞与引当金否認	74,962 千円	77,623 千円
未払事業税等	3,660 千円	33,785 千円
繰延税金資産の合計	199,974 千円	279,544 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
住民税均等割	3.8 %	0.0 %
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	43.3 %	0.7 %
その他	4.2 %	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.9 %	31.3 %

## (関連当事者との取引)

## 1 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	123,948百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		現金及び預金	1,451,787
							*2 資金の借入		関係会社短期借入金	21,259
							*3 事務委託等	657,432	未払費用	103,481

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	123,948百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入		現金及び預金	3,567,901
							*2 資金の借入		関係会社短期借入金	20,857
							*3 事務委託等	719,310	未払費用	101,958

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 短期借入金はすべて当座借越となっております。
- \*3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limitedの東京支店に対するものです。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	484,088千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	138,734	未払費用	75,801
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	68,507	未収収益	19,408
							*1 支払投資 運用報酬	345,349	未払費用	166,148
							*2 事務委託	50,210		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス クールブ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	209,220	未収収益 未払費用	51,900 47,651
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	151,820千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	396,684	未払費用	145,315
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託等	人件費・事務所 賃借料等	1,102,503	敷金	33,162
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002 米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	450,392	未払費用	176,674

同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラ バード	3,554,678千 インドルピー	サービ ス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	17,960		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,981		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジ ーセン ト・ピー ター・ポ ート	100千 ポンド	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	11,513	未収収益	11,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポ ール	151,833千 シンガポール ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	196,204	未払費用	87,388

## 当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 行使等 の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	484,088千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	195,017	未払費用	110,097
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	101,609	未収収益	28,597
							*1 支払投資 運用報酬	154,612	未払費用	81,302
							*2 事務委託	90,667		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス クールブ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	138,889	未収収益	33,945
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	151,820千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	383,233	未払費用	135,215
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託等	人件費・事務所 賃借料等	1,217,087	敷金	33,162
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002 米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	365,095	未払費用	131,788
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラ バード	3,554,678千 インドルピー	サービ ス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	19,357		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,940		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジ ーセン ト・ピー ター・ポ ート	100千 ポンド	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	19,761	未収収益	11,797
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポ ール	151,833千 シンガポール ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	1,549,600	未払費用	1,093,869

同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Luxembourg) SA	ルクセンブルク	2,189千米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	52,183	未収収益	17,084
-------------	---------------------------------------	---------	-----------	-------	----	--------	-----------	--------	------	--------

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*4 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

HSBC Asia Holdings Limited (非上場)

HSBC Holdings plc (上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	934,051.07円	1,553,787.85円
1株当たり当期純利益	1,847.25円	619,736.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	3,879	1,301,447
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,879	1,301,447
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末

(2025年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		4,480,130
前払費用		22,896
未収入金		24,087
未収委託者報酬		1,184,047
未収運用受託報酬		29,586
未収収益		127,744
流動資産合計		5,868,494
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		450
器具備品		684
有形固定資産合計		1,134
無形固定資産		
ソフトウェア		1,191
無形固定資産合計		1,191
投資その他の資産		
敷金		33,162
繰延税金資産		221,214
投資その他の資産合計		254,376
固定資産合計		256,702
資産合計		6,125,197
負債の部		
流動負債		
預り金		485
未払金		514,216
未払費用		1,271,701
関係会社短期借入金	*2	26,155
未払消費税等	*3	79,406
未払法人税等		221,884
賞与引当金		141,538
割増退職引当金		46,401
流動負債合計		2,301,790
負債合計		2,301,790
純資産の部		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
利益準備金		123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,204,656
利益剰余金合計		3,328,406
株主資本合計		3,823,406
純資産合計		3,823,406
負債・純資産合計		6,125,197

## (2) 中間損益計算書

当中間会計期間  
（自2025年1月 1日  
至2025年6月30日）

営業収益	
委託者報酬	5,507,263
業務受託報酬	192,062
運用受託報酬	52,836
営業収益計	5,752,162
営業費用	
支払手数料	2,165,657
広告宣伝費	24,836
調査費	
調査費	72,978
委託調査費	1,222,460
調査費計	1,295,439
委託計算費	71,865
営業雑費	
通信費	2,872
印刷費	10,602
協会費	2,655
営業雑費計	16,130
営業費用計	3,573,930
一般管理費	
給料	
役員報酬	38,860
給料・手当	402,205
賞与引当金繰入額	123,652
給料計	564,717
交際費	445
旅費交通費	10,798
租税公課	17,365
不動産賃借料	52,623
固定資産減価償却費	*1 821
弁護士費用等	7,890
事務委託費	607,403
保険料	4,464
諸経費	40,028
一般管理費計	1,306,559
営業利益	871,672
営業外収益	
受取利息	1
雑収入	29
営業外収益計	30
営業外費用	
支払利息	886
為替差損	1,426
雑損失	970
営業外費用計	3,282
経常利益	868,420
特別損失	
割増退職引当金繰入額	46,401
特別損失計	46,401
税引前中間純利益	822,018
法人税、住民税及び事業税	203,236
法人税等調整額	58,329
中間純利益	560,451

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	2,644,204	2,767,954	3,262,954	3,262,954
当中間期変動額						
中間純利益	-	-	560,451	560,451	560,451	560,451
当中間期変動額合計	-	-	560,451	560,451	560,451	560,451
当中間期末残高	495,000	123,750	3,204,656	3,328,406	3,823,406	3,823,406

## 重要な会計方針

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5年

器具備品 4～5年

## (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

## 2 引当金の計上基準

## 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

## 割増退職引当金

割増退職金の支払に備えて、その発生見込額を計上しております。

## 3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

## 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（2025年6月30日現在）

1	有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。	
	建物附属設備	150千円
	器具備品	338千円
2	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は549,664千円であります。	
3	消費税等の取扱い	
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		
1	減価償却実施額は以下の通りです。	
	有形固定資産	171千円
	無形固定資産	649千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

## 2 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記「重要な会計方針 3 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## （1）製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高

（単位：千円）

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
5,507,263	192,062	52,836	5,752,162

## （2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
5,492,548	259,614	5,752,162

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
HSBC インド・インフラ株式オープン	2,922,943	投資運用業
HSBC インド オープン	1,085,329	投資運用業

主要な顧客の単位として、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を開示しております。

## （一株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日）	
1株当たり純資産額	1,820,669.69円
1株当たり中間純利益金額	266,881.83円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	当中間会計期間 （自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日）
中間純利益（千円）	560,451
普通株式に係る中間純利益（千円）	560,451
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### （1）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称：株式会社S M B C 信託銀行

資本金の額：87,550百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社S B I証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円（*）	

資本金の額は、2025年3月末現在を記載しています。

（\*）資本金の額は、2024年12月末現在を記載しています。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

## (2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

ありません。

**第3【参考情報】**

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	書類名
2025年9月16日	半期報告書
2025年9月16日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

H S B C アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C アセットマネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C アセットマネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

H S B C アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C インドテック株式インデックスファンドの2024年12月18日から2025年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C インドテック株式インデックスファンドの2025年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、H S B C アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

H S B C アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

H S B C アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C アセットマネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C アセットマネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。